企業支援プロジェクトチェックシート

１　共通確認事項

□交付申請日において、市内に住所を有していますか

□市内に主たる事業所を置く予定又は置いていますか

□市税等の滞納がないですか

□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団に関係する者でないですか

□同一事業において他の補助金の交付を受けておらず、または受ける予定でないですか

□串間商工会議所の会員、又は会員になる予定がありますか。

□変更がある場合は、購入又は実行前に変更申請書の提出の必要があることを理解しましたか。

　※補助決定額に変更がある場合は必ず提出が必要です。

□要綱別表３記載のある事業区分に属していませんか。

　⇒属している場合は補助対象外

□以下に該当する場合は補助金の返還を求めます。

　①補助金の交付確定の日が属する年度の３月末日から３年以内に事業の変更、中止

又は廃止をしたとき。

　　②補助決定者が、補助金の交付確定の日が属する年度の３月末日から５年以内に市外

に転出したとき。

　　③補助決定者が、補助金の交付確定の日が属する年度の３月末日から５年以内に主

たる事業所を市外に移転したとき。

④市長が事業の運営及び経理について、不適当と認めたとき。

□その他、要綱及び申請書等、関係書類のある事項を確認し、求められた書類等を提出することができますか。

２　希望する補助事業区分にチェックをし、確認してください

□創業支援　必要な経費の５分の３（上限５０万円）を補助

　　□交付決定後に開業届を提出すること又は開業届提出から１年以内であること

　　□商工会議所の経営指導を受ける必要があること

　　□３年間売上報告（確定申告等の提出）が必要であること

　　□購入する物品等は、一品につき10,000円(税抜)以上のものが補助対象となります。

　　　※一品につき10,000円以下で、合計して10,000円以上のものは対象外です。

□事業拡大等、生産性向上支援　必要な経費の５分の３（上限100万円）を補助

　□事業拡大、生産性の向上により、売上が増加することが見込であること

　　□既に事業を行っていること

　　□３年間売上報告（確定申告等の提出）が必要であること

　　□購入する物品等は、一品につき10,000円(税抜)以上のものが補助対象となります。

　　　※一品につき10,000円以下で、合計して10,000円以上のものは対象外です。

□スキルアップ、雇用対策支援　必要な経費の５分の３（上限50万円）を補助

　□研修は中小企業大学校のものに限ること

　　□資格取得に関しては、普通自動車免許など日常生活で必要な資格については、

対象外であること

□販路拡大支援　必要な経費の５分の３（上限25万円）を補助

　　□宿泊料は、商談会等の参加前日の宿泊料から参加最終日の宿泊料までを対象とする

　　□宿泊料の額については、串間市旅費規程に準じたものとし、超過分については補助金算出基礎の対象外とする。

上記に記載してある事項および、補助金交付要綱、提出書類、その他関係する書類等につき説明を受け、理解しました。

令和　　　年　　　月　　　日

住所

氏名(申請者自署)

生年月日

　　　　　　　年　　　月　　　日